



監査報告書

平成25年5月28日

公益財団法人 日本漢字能力検定協会
代表理事 高坂 節三 様

監事 石川 良一 
監事 堀村 不器雄 

財団法人日本漢字能力検定協会（以下「協会」という。）の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第21期事業年度の会計及び業務執行の状況について監査を実施した結果、以下のとおり報告する。

1. 監査の方法の概要

監査にあたり、理事から業務の報告を聴取し、監事監査補助者及び内部統制室と連携をとり、関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施するとともに、外部監査人である清友監査法人より会計監査の計画、方法ならびに監査結果の報告を求め、平成24年度の事業報告書及び財務諸表等に検討を加えた。

また、年間を通じて開催された理事会および評議員会には全て出席し、その審議内容につき検討を加え、確認している。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書の監査結果

- 一 事業報告書は、法令等に従い、協会の状況を正しく示しているものと認める。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。
- 三 文部科学省の改善指導を受けた関連会社等との取引に係る問題点の改善状況は、下記の通りである。
 - 1) (株) オークとの本部建物賃借契約については、本部建物の旧京都市弥栄中学校跡地活用による移転計画実行で解消を進めている。
 - 2) 著作権、商標権の訴訟については、一部、商標権で相手方が最高裁へ上告中以外は協会勝訴判決が確定している。
損害賠償訴訟については、引き続き司法の場での解決を図る。
 - 3) 他の改善指導について受けた点は引き続き進めている。

(2) 財務諸表等の監査結果

財務諸表すなわち貸借対照表（特別会計、総括表を含む）、正味財産増減計算書（特別会計、総括表を含む）、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録、並びに収支計算書（特別会計、総括表を含む）は、わが国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、協会の第21期事業年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 5 月 23 日

公益財団法人 日本漢字能力検定協会


代表理事 高坂 節三 殿

清友監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

平岡 彰信 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

中村 佳央 

<財務諸表監査>

当監査法人は、財団法人日本漢字能力検定協会の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 21 期事業年度の下記の財務諸表（財務諸表に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

記

1. 一般会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
2. 特別会計（書籍刊行事業）の貸借対照表及び正味財産増減計算書
3. 貸借対照表総括表
4. 正味財産増減計算書総括表
5. キャッシュ・フロー計算書
6. 財産目録

財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実

施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<収支計算書に対する意見>

当監査法人は、財団法人日本漢字能力検定協会の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第21期事業年度の下記の収支計算書（収支計算書に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

記

1. 一般会計の収支計算書
2. 特別会計（書籍刊行事業）の収支計算書
3. 収支計算書総括表

収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。）に従って収支計算書を作成することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、収支計算書が、内部管理事項に従って作成されているかについて意見を表明することにある。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

収支計算書に対する監査意見

当監査法人は、上記の収支計算書が、すべての重要な点において、内部管理事項に従って作成されているものと認める。

利害関係

公益財団法人日本漢字能力検定協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上